

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成17年3月31日公布、同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、課税免除の制度を整備 事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる特別償却設備の設置期限の延長 平成17年3月31日 平成19年3月31日</p> <p>2 「半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」及び「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、不均一課税の制度を整備 (1)事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる特別償却設備の設置期限の延長 平成17年3月31日 平成19年3月31日 (2)不動産取得税の税率の特例の対象となる不動産の取得期限の延長 平成17年3月31日 平成18年3月31日 不動産取得税の税率の特例： 100分の0.4 100分の0.3</p>	
施行日	公布日（適用日 平成17年4月1日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>特別措置の概要</p> <p>1 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例 (1) 区域 過疎地域（松山市（旧中島町）、今治市（旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村）八幡浜市、新居浜市（旧別子山村）、大洲市（旧長浜町、旧肱川町、旧河辺村）伊予市（旧中山町、旧双海町）四国中央市（旧新宮村）西予市、上島町、久万高原町、砥部町（旧広田村）内子町、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町）吉田町、三間町、松野町、津島町、鬼北町、愛南町） (2) 対象となる特別償却設備 ・業種 製造業、旅館業、ソフトウェア業、個人で行う畜産業及び水産業 ・取得価額 2,700万円超 (3) 事業税の課税免除の期間 課税免除が最初に適用された年度以降3箇年度</p> <p>2 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例 (1) 区域 半島振興対策実施地域（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）伊方町） 原子力発電施設等立地地域（八幡浜市（旧保内町）伊方町） (2) 対象となる特別償却設備 ・業種 半島：製造業、旅館業、ソフトウェア業 原発：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（製造業以外にあっては、増加雇用者15人超） ・取得価額 2,700万円超 (3) 税率 ・事業税 初年度 通常税率の1/2 ・不動産取得税 0.3%（通常税率の1/10） 2年目 " 3/4 3年目 " 7/8</p> <p>3 不動産取得税（平成15年4月1日～平成18年3月31日：100分の3）</p>	